

令和2年4月23日

コロナウイルスへの感染拡大が懸念される状況における業務方針について

司法書士・行政書士大野法務事務所
大野知行

コロナウイルスへの感染拡大が懸念される状況における当事務所の業務方針についてご説明致します。この方針は、主として厚生労働省発表による4月22日現在のPCR検査陽性者1万1350名（人口比約0.0089%）、死亡者数203名（人口比約0.00016%）という情報を受けて定めるものであり、今後の状況により予告なく変更する可能性がございます。

不動産登記、商業法人登記業務について

登記業務の多くは、大きな財産の処分や重要な営業に関わるものであり、これらの登記が適切に申請されることは、依頼者の権利を保護することはもちろん、社会的インフラの維持に関わるものでもあります。そのため、ご依頼に対しては可能な範囲で平時と変わらない対応を行っていきたいと考えております。

成年後見・任意後見等の業務について

急な医療サービス・介護サービスの必要が生じる方々や、余命が短く急な依頼が必要となる方々、また不幸にもお亡くなりになり葬儀納骨等の対応が必要となる方々がおられます。財産の管理や処分についても、急な出金や振込、売却等の対応が必要となる方々がございます。これらの必要に対しては、可能な範囲で平時と変わらない対応を行う予定にしております。依頼者やそのご親族、また福祉関係職の方々におかれましては遠慮なくご連絡下さい。

財産の管理業務について

景気後退や経済的危機の発生が懸念されております。そのため、金融商品については、状況に応じて売却の検討も必要であろうと認識しております。また、預貯金については、預金保険を超える部分について口座を分散する等の対応を取る予定にしております。不動産については、市況は良好とは言えず、数ヶ月前までの相場価格では売却が難しい状況も生まれております。それぞれの財産を取り巻く状況は極めて流動的ですが、私どもに求められる保守的なスタンスを保持しながら、皆様の今後の生活の安定に資するよう対応をしてゆく所存です。

紛争解決、訴訟、調停業務等について

経済活動が大幅に縮小されておりますため、とりわけ債権債務の処理に急な対応を迫られる方が増加しています。そのため、急を要する事案には、可能な範囲で平時と変わらない対応を致します。他方で、国や地方、金融機関においては様々な助成制度・融資制度が提供されているところであり、また今後拡充が予定されていますので、これらの制度活用についても事前に十分な検討が必要でしょう。当事務所で対応できない事案については弁護士・税理士等の資格者を紹介させて頂いております。

各種機関の業務縮小による影響について

緊急事態宣言の発出に伴い、多くの行政機関、裁判所、金融機関、病院又は介護施設などにおいて業務が縮小されています。そのため、平時と同様の業務処理ができない場合や、処理に時間を要する場合がございます。

面談を避ける必要への対応について

平時においては、面談によってご依頼される方の本人確認や意思確認を行っておりますが、現状においては面談を回避すべきケースも少なくありません。郵送等によって処理できる手続については当然郵送等で対応致しますが、ご依頼自体についても状況や事情に応じてオンラインを活用する等の代替方法にて対応したいと考えております。

当事務所のスタッフについて

司法書士には基本的に依頼に応じる義務があり、また急を要する依頼がその大半を占めます。そのため、当事務所としましては可能な範囲でご依頼に応じたいと考えておりますが、非資格者であるスタッフにそれを強いることは相当ではありません。そのため、業務処理において平時より時間を要する場合がございます。

当事務所と致しましては、コロナウイルス感染予防に十分配慮をしながら、ご依頼者様や成年被後見人等の緊急性や必要性に対応していく必要があるものと考えております。他方、不要不急と考えられるご依頼ご相談につきましては、お断りさせて頂く場合や、業務の開始時期を相談させて頂く場合もあろうかと存じます。なにかとご不便をおかけ致しますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、皆様のご健康とご多幸を祈念致します。

以上